終点―和歌山県東牟婁郡那智勝浦町（湯川・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡太地町（常渡）

終点―和歌山県東牟婁郡太地町（向山・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡太地町（燈明崎・国立公園境界）

終点―和歌山県東牟婁郡太地町（平見台・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡北山村（下尾井）

終点―奈良県吉野郡十津川村（東野・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡北山村（小松口）

終点―和歌山県東牟婁郡北山村（小松口）

起点―和歌山県東牟婁郡串本町（大島・国立公園境界）

終点―和歌山県東牟婁郡串本町（大島・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡串本町（向地・国立公園境界）

終点―和歌山県東牟婁郡串本町（潮岬燈台）

起点―和歌山県日高郡みなべ町（山内・国立公園境界）

終点―和歌山県日高郡みなべ町（山内・国立公園境界）

起点―和歌山県田辺市（高尾山・国立公園境界）

終点―和歌山県田辺市（落合・国立公園境界）

起点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（双子山トンネル・国立公園境界）

終点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（見老津・国立公園境界）

起点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（江須崎・国立公園境界）

終点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（江須之川・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡串本町（出雲・歩道分岐点）

終点―和歌山県東牟婁郡串本町（大島・国立公園境界）

起点―和歌山県東牟婁郡串本町（向地・国立公園境界）

終点―和歌山県東牟婁郡串本町（潮岬燈台）

起点―和歌山県日高郡みなべ町（山内・国立公園境界）

終点―和歌山県日高郡みなべ町（山内・国立公園境界）

起点―和歌山県田辺市（高尾山・国立公園境界）

終点―和歌山県田辺市（落合・国立公園境界）

起点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（双子山トンネル・国立公園境界）

終点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（見老津・国立公園境界）

起点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（江須崎・国立公園境界）

終点―和歌山県西牟婁郡すさみ町（江須之川・国立公園境界）

○関東地方整備局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号四の項住所欄中「神奈川県相模原市南区相模大野三丁目三番一―五百一号」を「神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　神奈川県相模原市南区相模大野三丁目三番一―五百一号
相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
ロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地
ニ　東京西支店　東京都八王子市中町五番一号
ホ　東京西支店　東京都八王子市中町五番一号」

を

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目8番10号
ロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町915番地
ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地
ニ　東京西支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地
ホ　東京西支店　東京都八王子市中町5番1号」

に改める。

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
鳴門市瀬戸町明神字中山五三番一地内	前	三九・〇六～八一・九四メートル	〇〇・一四九キロメートル
	後	三七・四八～七八・九三メートル	〇〇・一四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
三好市山城町西字字小歩怪道の下二二六番一地内	前	一一・八六～一九・七五メートル	〇〇・一二四キロメートル
	後	一五・五三～二六・七二メートル	〇〇・一二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	三好市山城町西字字小歩怪道の下二二六番一地内	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十五日

○四国地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
三好市山城町西字字小まき二五一番一地内	前	一一・六六～一四・九八メートル	〇〇・〇一九キロメートル
	後	一四・五九～一七・九四メートル	〇〇・〇一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所